

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所

「好日苑」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人響会が開設する指定介護老人福祉施設好日苑「エット型・従来型」(以下「当苑」という)及び短期入所生活介護「エット型・従来型」・指定介護予防短期入所生活介護事業所「エット型・従来型」(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」および「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家庭の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当苑は、【施設サービス計画】に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 当苑の指定短期入所生活介護事業所等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものでなければならない。

3 当苑及び短期入所生活介護事業所等は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

4 当苑は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当苑の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 好日苑
- (2) 所在地 東京都大田区上池台五丁目7番1号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第4条 当苑は、介護保険法に基づく「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」等に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

	本館 (従来型)	新館 (ユニット型)
(1) 施設長	1名	
(2) 医師	2名 (嘱託医)	
(3) 精神科を担当する医師	1名 (嘱託医)	
(4) 介護支援専門員	1名以上 (兼務可)	1名以上 (兼務可)
(5) 生活相談員	1名以上	1名以上
(6) 介護職員	30名以上	20名以上
(7) 看護職員	3名以上 (兼務可)	3名以上 (兼務可)
(8) 管理栄養士	1名以上 (兼務可)	1名以上 (兼務可)
(9) 機能訓練指導員	1名以上 (兼務可)	1名以上 (兼務可)
(10) 事務員	4名	
(11) 調理員	委託	

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、当苑の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取りに係る体制整備を図る。
- (6) 管理栄養士等は、献立作成、栄養マネジメント、経口摂取への移行及び維持、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更する。
- (9) 調理員は、業務委託とし給食業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (11) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

- 2 ユニット型（新館）では、日中についてユニットごとに常時 1 人以上の介護職員を、夜間及び深夜については 2 ユニットごとに常時 1 名以上の介護職員を介護に従事されるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

第 3 章 利用定員

（定 員）

- 第 6 条 当苑の従来型（本館）指定介護老人福祉施設の入所定員は 88 名とする。また当苑のユニット型（新館）指定介護老人福祉施設の入所定員は、50 名とする。
- 2 当苑の従来型（本館）指定短期入所生活介護事業所等の利用定員は、併設型 9 名、空床利用型 8 名とする。また当苑のユニット型指定短期入所生活介護事業所等の利用定員は、併設型 10 名、空床利用型 5 名とする。
 - 3 当苑は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

第 4 章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成）

- 第 7 条 介護支援専門員は、当苑の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画を作成し、それを利用者に対して説明し文書による同意、又はひびき利用者様あんしんメール等での通信機器の活用により電磁的な同意を得るものとする。
- 2 施設サービス計画を作成した際には、利用者又はその家族等に書面又は電磁的記録（電子ファイル）にて交付する。
 - 3 生活相談員は、指定短期入所生活介護事業所等の利用者については、4 日以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成し、それを利用者に対して説明の上合意を得るものとする。また、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画等を作成する。
 - 4 上記の記録は、利用者の契約終了の日から 2 年間保存しなければならない。

（サービスの提供）

- 第 8 条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画書等に基づき、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。又、施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画書等を基本としてサービス提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第 9 条 施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画書等に則して行なったサービス提供やその状況やその折の利用者の反応及び家族の状況を記録し、必要な部署等と連携するものとする。

2 上記のサービスの提供に関する記録を整備し、利用者の契約終了の日から 2 年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第 10 条 居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が利用者及び家族に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 新館ユニット数は、6 ユニットとする。(指定短期入所生活介護事業所等 1 ユニットの含む)

3 新館居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットのリビングに近接して設けられている。

4 新館 1 ユニットの定員は、10 人以下とする。

(入浴)

第 11 条 1 週間に 2 回以上、利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により入浴を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師の入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排泄)

第 12 条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者は、おむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第 13 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 14 条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

朝食 7 時 20 分～

昼食 11 時 50 分～

夕食 17 時 30 分～

3 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてよいものとする。

4 医師の処方箋による特別な食事及び利用者及び家族の希望による特別な食事提供は、利用者又は家族が実費を負担する。

(相談、援助)

第15条 当苑の職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第16条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者並びに家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

3 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介護)

第17条 離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護は、個々の利用者の状態に合わせて、施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画書等に沿って提供する。

(理美容サービス)

第18条 理美容師の来苑日に、利用者及び家族の希望により実費にて提供する。

(機能訓練)

第19条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第20条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第21条 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、歯科医師、管理栄養士(または栄養士)、看護職員、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

2 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第22条 預り金等は、原則、家族等の管理であるが、やむを得ない事情がある場合は、当苑での管理の代行を行うこととする。なお、別紙に定める手数料を請求できるものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第23条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月しても

医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入院ベッドの活用)

第24条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、指定短期入所生活介護事業所等のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第25条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第26条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準による、施設サービスにかかる費用の1割又は2割又は3割と食費（食材料費+調理費相当分）、居住費および日常生活等に要する費用として別紙1に定める利用料の合計額とする。

2 指定短期入所生活介護事業所等の利用額は、介護保険法に基づく厚生大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用の1割又は2割又は3割と食費（食材料費+調理費相当分）、滞在費および日常生活等に要する費用として別紙2に定める利用料の合計額とする。

3 第1項及び第2項にかかわらず、別途法令に定めのある場合はそれぞれの法令によるものとする。

4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

5 利用者は、第4項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。

6 支払いは、振り込み又は自動引き落としのいずれかの方法によるものとし、支払方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

7 本人負担が適当と認められる特別な室料及び特別な食事、日常生活費等は別紙のとおりとする。

(短期入所生活介護の通常の送迎の実施地域)

第27条 通常の送迎の実施地域は、雪谷、嶺町、千束、久が原、馬込の特別出張所管内、また左記出張所に隣接する地域とする。

第5章 当苑の利用にあたっての留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第28条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重しつつ、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第29条 利用者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、当苑へ帰着する予定日などを施設長に届出るものとする。

(面会)

第30条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、外来者が事務室カウンターに備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

2 指定感染症等の感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限を行っている事態下において、利用者・家族等の不安を多少なりとも解消して頂くことを目的として、テレビ電話装置等を活用して行うオンライン面会を実施するものとする。

(健康留意)

第31条 利用者は努めて健康に留意するものとする。当苑で行う健康診査は特別の理由がないかぎりこれを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第32条 利用者は当苑の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために当苑に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第33条 当苑は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、別に定める「感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」に従い、発生時の対応及び予防を行う。

- (1) 当苑における感染症対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当苑において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

2 利用者及び家族は、感染症・食中毒の予防・まん延防止のために当苑に協力するものとする。

(褥瘡発生時の対応及び防止等)

第34条 当苑は、褥瘡の発生を予防するとともに、別に定める「褥瘡発生予防に関する指針」に従い、発生時の対応及び予防を行う。

(1) 当苑における褥瘡予防対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当苑において、職員に対し、褥瘡発生予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束)

第35条 当苑は、利用者の身体拘束は行なわないものとし、別に定める「身体的拘束等の適正化のための指針」に従うものとする。但し、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、家族に説明するとともに同意を得た場合はこの限りではない。

(1) 当苑における身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当苑において、職員に対し、身体的拘束適正化のための研修及び訓練を定期的実施する。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第36条 当苑は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等及び行政、関係機関に連絡をするとともに、別に定める「事故発生防止のための指針」に従い、必要な措置を講じなければならない。

(1) 当苑におけるリスク管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね1月に1回以上開催するとともに、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制整備を図る。

(2) 当苑において、職員に対し、KYT研修や緊急時対応研修等の事故発生防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

2 当苑は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 当苑は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための安全対策担当者の設置

5 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、当苑は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第37条 当苑は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

また人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に必要な措置を講じると共に、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告すると共に別に定める「虐待防止指針」に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(1) 虐待防止委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おむね月1回に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施

(3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止担当者の設置

3 成年後見制度の利用支援

4 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えないこと。

(6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) 当苑を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9) 性的な嫌がらせをすること。

(10) 当該利用者を無視すること。

(看取り介護)

第38条 当苑は、看取り介護の提供にあたり、利用者又はその家族に対し必要な事項を説明し、同意を得るものとする。

2 看取り介護の提供は、別に定める「看取りに関する指針」に従い、利用者の尊厳を守り、精神的な緩和へ配慮されたものでなければならない。

(当苑内の禁止行為)

第39条 利用者は、苑内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 当苑の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(5) 故意又は無断で、苑もしくは備品に損害を与え、又はこれらを苑外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

- 第40条 当苑は、消防法令及び関係法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。また非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定める。
- 2 当苑は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
 - 3 当苑は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、当苑職員まで事態の発生を知らせるものとする。
 - 5 当苑の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
 - 6 備蓄食料品は、3日間以上とする。

(事業継続計画 BCP の策定等)

- 第41条 当苑は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画 BCP」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当苑は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当苑は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

- 第42条 当苑利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または指定短期入所生活介護等の利用の資格があり、当苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者とする。
- 2 大田区優先入所制度判定基準において対象者と認定され、当苑の入居判定会議にて入居可と判断された者で、居室の状況に適応する方とする。

(代理人の選任)

第43条 利用者の判断能力が不十分な場合は、利用者に代わって、代理人を選任し、当苑と代理人により入所契約を締結し、代理人は利用者とともにこの契約の履行に責任を負い、次の事項について、利用者に代わって行うものとする。また、代理人が死亡又は、変更した場合、直ちに当苑に通知するものとする。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院の申し込み並びに入院の費用の支払い。
- (2) 利用者が死亡した場合、遺体の引き取り、慰留金品の処理その他必要な手続き。
- (3) 契約を解除した場合、利用者の引き取り、又は転居先の確保。
- (4) その他、利用者の身上に関する事。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第44条 当苑の利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び代理人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込み者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第45条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者の代表と協議の上決定するものとする。

利用者は、居室以外の定められた場所に私物を置いたり、私用占有してはならないものとする。

施設・設備等の維持管理は当苑職員が行うものとする。

(秘密の保持)

第46条 当苑は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官庁等の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第47条 利用者及び家族は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合当苑は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口及びその対応方法は、別に定める「利用者からの苦情解決の取組みに関する実施要綱」に記載されたとおりである。

(情報の公表)

第48条 特別養護老人ホーム好日苑が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、以下の情報を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

- 2 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則った介護サービス情報の公表
- 3 福祉サービス第三者評価の結果
- 4 理事会で承認を受けた決算に関する計算書類

(葬儀等)

第49条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定及び「東京都老人福祉施設事務処理の手引き」を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(職員研修)

第50条 当苑は、資格を持たない職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

(ハラスメント対策)

第51条 当苑は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、セクシャルハラスメント防止規則（職場において行われる性的な言動等）、パワーハラスメント防止規則（優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されること等）、またカスタマーハラスメント防止規則（顧客等からの著しい迷惑行為等）の防止をするための指針を設置し、対応方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第8章 雑則

(掲示)

第52条 当苑は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他サービス選択に資すると思われる重要事項を閲覧できるように施設内に設置する。

(委任)

第53条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第54条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人響会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第55条 この運営規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則	平成17年9月16日	一部改訂
	平成19年10月26日	一部改訂
	平成21年4月1日	一部改訂
	平成26年4月1日	一部改訂
	平成28年10月28日	一部改訂
	平成31年4月1日	一部改訂
	令和元年10月1日	一部改訂 (介護報酬改定に伴う形式的変更のみ)
	令和2年6月1日	一部改訂
	令和3年7月1日	一部改訂
	令和7年4月1日	一部改訂 (食費改訂)

料金表

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度及び介護保険負担割合に応じて異なります。）

別紙料金表参照

- ※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。
- ※ 利用料金は、介護保険法が定める単位数により計算され、1単位が10.9円となります。

2. その他介護給付サービス加算

(1日あたり)

加算項目	単位数	介護給付額 (100%)	自己負担額 (10%)	自己負担額 (20%)	自己負担額 (30%)
初期加算	30	327	33	66	99
精神科を担当する医師に係る加算	5	54	6	11	17
※日常生活継続支援加算Ⅰ(本館)	36	392	40	79	118
※日常生活継続支援加算Ⅱ(新館)	46	501	51	101	151
※看護体制加算Ⅰロ(本館)	4	43	5	9	13
※看護体制加算Ⅰイ(新館)	6	65	7	13	20
※看護体制加算Ⅱロ(本館)	8	87	9	18	27
※看護体制加算Ⅱイ(新館)	13	141	15	29	43
※夜勤職員配置加算Ⅰロ(本館)	13	141	15	29	43
※夜勤職員配置加算Ⅱイ(新館)	27	294	30	59	89
看取り介護加算Ⅱ 逝去日	1,580	17,222	1,723	3,445	5,167
〃 逝去日前々日、前日	780	8,502	851	1,701	2,551
〃 逝去30日前から4日前	144	1,569	157	314	471
〃 逝去31日前から45日前	72	784	79	157	236
入院・外泊時(月に6日を限度)	246	2,681	269	537	805
栄養マネジメント強化加算	11	119	12	24	36
療養食加算(1食)	6	65	7	13	20
経口移行加算Ⅰ	28	305	31	61	92
経口維持加算Ⅰ(1ヶ月)	400	4,360	436	872	1,308
経口維持加算Ⅱ(1ヶ月)	100	1,090	109	218	327
口腔衛生管理加算Ⅱ(1ヶ月)	110	1,199	120	240	360
自立支援促進加算(1ヶ月)	300	3,270	327	654	981
褥瘡マネジメント加算Ⅰ(1ヶ月)	3	32	4	7	10
排泄支援加算Ⅰ(1ヶ月)	10	109	11	22	33
安全対策体制加算(1回限り)	20	218	22	44	66
科学的介護推進体制加算Ⅱ(1ヶ月)	50	545	55	109	164
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数×8.3%		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位数×2.7%		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%		左記の10%	左記の20%	左記の30%

- ・ ※印は、職員等の配置状況により変動が生ずる場合があります。
- ・ 上記金額は、自己負担額の目安であり、実際の請求額との誤差が生ずる場合があります。
- ・ 上記以外は、介護保険に基づき算定いたします。

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	月額	通常 (第4段階)	
食事の提供に要する費用	5.4万円	1日 1,800円	
介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

② 居住（滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費））

1日あたりの利用料（居住費）

居住（滞在）に要する費用	月額	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第1段階	第2段階	第3段階①②
本館2・4人部屋 (従来型)	2.6万円	1日 860円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
本館個室 (従来型)	3.6万円	1日 1,171円	1日 320円	1日 420円	1日 820円
新館個室 (ユニット型)	6.6万円	1日 2,147円	1日 820円	1日 820円	1日 1,310円

※ 外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合（7日目からの料金）

- ・ 本館2・4人部屋（従来型）・・・・・・・・ 1日当り 860円
- ・ 本館個室（従来型）・・・・・・・・ 1日当り 1,171円
- ・ 新館個室（ユニット型）・・・・・・・・ 1日当り 2,147円

『利用者負担額 10%』※ 各該当欄にチェックを入れ、利用者負担額合計を提示する。

〈本館2・4人部屋(従来型多床室)〉

(1日あたり)

介護保険負担割合 10%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥6,245	¥6,986	¥7,760	¥8,502	¥9,232
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥5,620	¥6,287	¥6,984	¥7,651	¥8,308
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥625	¥699	¥776	¥851	¥924
2. 日常生活継続支援加算				¥40		
3. 看護体制加算 Iロ				¥5		
4. 看護体制加算 IIロ				¥9		
5. 夜勤職員配置加算 I				¥15		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥12		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥6		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の1割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の1割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の1割		
1 1. 食事に係る負担額	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
1 2. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥0		
	第2段階			¥370		
	第3段階①			¥370		
	第3段階②			¥370		
	第4段階			¥860		

『利用者負担額 20%』

〈本館2・4人部屋(従来型多床室)〉

(1日あたり)

介護保険負担割合 20%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥6,245	¥6,986	¥7,760	¥8,502	¥9,232
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥4,996	¥5,588	¥6,208	¥6,801	¥7,385
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥1,249	¥1,398	¥1,552	¥1,701	¥1,847
2. 日常生活継続支援加算				¥79		
3. 看護体制加算 Iロ				¥9		
4. 看護体制加算 IIロ				¥18		
5. 夜勤職員配置加算 I				¥29		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥24		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥11		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の2割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の2割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の2割		
1 1. 食事に係る負担額	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
1 2. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥0		
	第2段階			¥370		
	第3段階①			¥370		
	第3段階②			¥370		
	第4段階			¥860		

『利用者負担額 30%』

〈本館2・4人部屋(従来型多床室)〉

(1日あたり)

介護保険負担割合 30%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥6,245	¥6,986	¥7,760	¥8,502	¥9,232
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥4,371	¥4,890	¥5,432	¥5,951	¥6,462
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥1,874	¥2,096	¥2,328	¥2,551	¥2,770
2. 日常生活継続支援加算				¥118		
3. 看護体制加算 Iロ				¥13		
4. 看護体制加算 IIロ				¥27		
5. 夜勤職員配置加算 I				¥43		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥36		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥17		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の3割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の3割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の3割		
1 1. 食事に係る負担額	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
1 2. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥0		
	第2段階			¥370		
	第3段階①			¥370		
	第3段階②			¥370		
	第4段階			¥860		

『利用者負担額 10%』※ 各該当欄にチェックを入れ、利用者負担額合計を提示する。

〈本館個室(従来型個室)〉

(1日あたり)

介護保険負担割合 10%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥6,245	¥6,986	¥7,760	¥8,502	¥9,232
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥5,620	¥6,287	¥6,984	¥7,651	¥8,308
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥625	¥699	¥776	¥851	¥924
2. 日常生活継続支援加算				¥40		
3. 看護体制加算 Iロ				¥5		
4. 看護体制加算 IIロ				¥9		
5. 夜勤職員配置加算 I				¥15		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥12		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥6		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の1割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の1割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の1割		
11. 食事に係る負担額	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
12. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥320		
	第2段階			¥420		
	第3段階①			¥820		
	第3段階②			¥820		
	第4段階			¥1,171		

『利用者負担額 20%』

〈本館個室(従来型個室)〉

(1日あたり)

介護保険負担割合 20%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥6,245	¥6,986	¥7,760	¥8,502	¥9,232
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥4,996	¥5,588	¥6,208	¥6,801	¥7,385
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥1,249	¥1,398	¥1,552	¥1,701	¥1,847
2. 日常生活継続支援加算				¥79		
3. 看護体制加算 Iロ				¥9		
4. 看護体制加算 IIロ				¥18		
5. 夜勤職員配置加算 I				¥29		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥24		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥11		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の2割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の2割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の2割		
11. 食事に係る負担額	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
12. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥320		
	第2段階			¥420		
	第3段階①			¥820		
	第3段階②			¥820		
	第4段階			¥1,171		

『利用者負担額 30%』

〈本館個室(従来型個室)〉

(1日あたり)

介護保険負担割合 30%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥6,245	¥6,986	¥7,760	¥8,502	¥9,232
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥4,371	¥4,890	¥5,432	¥5,951	¥6,462
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥1,874	¥2,096	¥2,328	¥2,551	¥2,770
2. 日常生活継続支援加算				¥118		
3. 看護体制加算 Iロ				¥13		
4. 看護体制加算 IIロ				¥27		
5. 夜勤職員配置加算 I				¥43		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥46		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥17		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の3割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の3割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の3割		
11. 食事に係る負担額	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
12. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥320		
	第2段階			¥420		
	第3段階①			¥820		
	第3段階②			¥820		
	第4段階			¥1,171		

『利用者負担額 10%』※ 各該当欄にチェックを入れ、利用者負担額合計を提示する。

〈新館個室(ユニット個室)〉 (1日あたり)

介護保険負担割合 10%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥7,106	¥7,848	¥8,643	¥9,395	¥10,126
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥6,395	¥7,063	¥7,778	¥8,455	¥9,113
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥711	¥785	¥865	¥940	¥1,013
2. 日常生活継続支援加算				¥51		
3. 看護体制加算 Iイ				¥7		
4. 看護体制加算 IIイ				¥15		
5. 夜勤職員加算 IIイ				¥30		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥12		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥6		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の1割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の1割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の1割		
11. 食事に係る負担額:	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
12. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥820		
	第2段階			¥820		
	第3段階①			¥1,310		
	第3段階②			¥1,310		
	第4段階			¥2,147		

『利用者負担額 20%』

〈新館個室(ユニット個室)〉 (1日あたり)

介護保険負担割合 20%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥7,106	¥7,848	¥8,643	¥9,395	¥10,126
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥5,684	¥6,278	¥6,914	¥7,516	¥8,100
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥1,422	¥1,570	¥1,729	¥1,879	¥2,026
2. 日常生活継続支援加算				¥101		
3. 看護体制加算 Iイ				¥13		
4. 看護体制加算 IIイ				¥29		
5. 夜勤職員加算 IIイ				¥59		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥24		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥11		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の2割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の2割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の2割		
11. 食事に係る負担額:	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
12. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥820		
	第2段階			¥820		
	第3段階①			¥1,310		
	第3段階②			¥1,310		
	第4段階			¥2,147		

『利用者負担額 30%』

〈新館個室(ユニット個室)〉 (1日あたり)

介護保険負担割合 30%		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金		¥7,106	¥7,848	¥8,643	¥9,395	¥10,126
(ア) うち介護保険から給付される金額		¥4,974	¥5,493	¥6,050	¥6,576	¥7,088
(イ) サービス利用に係る自己負担金		¥2,132	¥2,355	¥2,593	¥2,819	¥3,038
2. 日常生活継続支援加算				¥151		
3. 看護体制加算 Iイ				¥20		
4. 看護体制加算 IIイ				¥43		
5. 夜勤職員加算 IIイ				¥89		
6. 栄養マネジメント強化加算				¥36		
7. 精神科を担当する医師に係る加算				¥17		
8. 介護職員処遇改善加算 I				合計単位数×8.3%の3割		
9. 介護職員等特定処遇改善加算 I				合計単位数×2.7%の3割		
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算				合計単位数×1.6%の3割		
11. 食事に係る負担額:	第1段階			¥300		
	第2段階			¥390		
	第3段階①			¥650		
	第3段階②			¥1,360		
	第4段階			¥1,800		
12. 居住に係る自己負担額	第1段階			¥820		
	第2段階			¥820		
	第3段階①			¥1,310		
	第3段階②			¥1,310		
	第4段階			¥2,147		

別紙 2

《Ⅱ 指定短期入所生活介護事業所 利用料金》

1. 介護給付サービス及び予防給付サービスによる料金による料金

下記の表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度及び介護保険負担割合に応じて異なります。）

介護保険給付サービスによる料金（重要事項説明書 4 - (1)）

〈本館 2・4 人部屋（従来型多床室）〉 『利用者負担額 10%』（1 日あたり）

介護保険負担割合 10%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥6,615	¥7,381	¥8,180	¥8,946	¥9,701
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥5,953	¥6,642	¥7,362	¥8,051	¥8,730
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥662	¥739	¥818	¥895	¥971
2. 看護体制加算 I	¥5				
3. 看護体制加算 II	¥9				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥15				
5. サービス提供体制加算 II	¥20				
6. 送迎加算（片道）	¥205				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の1割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の1割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の1割				

〈本館 2・4 人部屋（従来型多床室）〉 『利用者負担額 20%』（1 日あたり）

介護保険負担割合 20%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥6,615	¥7,381	¥8,180	¥8,946	¥9,701
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥5,292	¥5,904	¥6,544	¥7,156	¥7,760
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥1,323	¥1,477	¥1,636	¥1,790	¥1,941
2. 看護体制加算 I	¥9				
3. 看護体制加算 II	¥18				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥29				
5. サービス提供体制加算 II	¥40				
6. 送迎加算（片道）	¥409				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の2割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の2割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の2割				

〈本館 2・4 人部屋（従来型多床室）〉 『利用者負担額 30%』（1 日あたり）

介護保険負担割合 30%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥6,615	¥7,381	¥8,180	¥8,946	¥9,701
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥4,630	¥5,166	¥5,726	¥6,262	¥6,790
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥1,985	¥2,215	¥2,454	¥2,684	¥2,911
2. 看護体制加算 I	¥14				
3. 看護体制加算 II	¥27				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥44				
5. サービス提供体制加算 II	¥60				
6. 送迎加算（片道）	¥613				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の3割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の3割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の3割				

食事に係る負担額	第 1 段階	¥300
	第 2 段階	¥600
	第 3 段階①	¥1,000
	第 3 段階②	¥1,300
	第 4 段階	¥1,800
居住に係る自己負担額	第 1 段階	¥0
	第 2 段階	¥370
	第 3 段階①	¥370
	第 3 段階②	¥370
	第 4 段階	¥860

〈本館個室（従来型個室）〉 『利用者負担額 10% 』（1日あたり）

介護保険負担割合 10%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥6,615	¥7,381	¥8,180	¥8,946	¥9,701
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥5,953	¥6,642	¥7,362	¥8,051	¥8,730
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥662	¥739	¥818	¥895	¥971
2. 看護体制加算 I	¥5				
3. 看護体制加算 II	¥9				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥15				
5. サービス提供体制加算 II	¥20				
6. 送迎加算（片道）	¥205				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の1割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の1割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の1割				

〈本館個室（従来型個室）〉 『利用者負担額 20% 』（1日あたり）

介護保険負担割合 20%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥6,615	¥7,381	¥8,180	¥8,946	¥9,701
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥5,292	¥5,904	¥6,544	¥7,156	¥7,760
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥1,323	¥1,477	¥1,636	¥1,790	¥1,941
2. 看護体制加算 I	¥9				
3. 看護体制加算 II	¥18				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥29				
5. サービス提供体制加算 II	¥40				
6. 送迎加算（片道）	¥409				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の2割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の2割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の2割				

〈本館個室（従来型個室）〉 『利用者負担額 30% 』（1日あたり）

介護保険負担割合 30%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥6,615	¥7,381	¥8,180	¥8,946	¥9,701
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥4,630	¥5,166	¥5,726	¥6,262	¥6,790
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥1,985	¥2,215	¥2,454	¥2,684	¥2,911
2. 看護体制加算 I	¥14				
3. 看護体制加算 II	¥27				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥44				
5. サービス提供体制加算 II	¥60				
6. 送迎加算（片道）	¥613				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の3割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の3割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の3割				

食事に係る負担額	第1段階	¥300
	第2段階	¥600
	第3段階①	¥1,000
	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,800
居住に係る自己負担額	第1段階	¥320
	第2段階	¥420
	第3段階①	¥820
	第3段階②	¥820
	第4段階	¥1,171

＜新館個室（ユニット個室）＞ 『利用者負担額 10%』（1日あたり）

介護保険負担割合 10%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥7,725	¥8,480	¥9,301	¥10,078	¥10,833
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥6,952	¥7,632	¥8,370	¥9,070	¥9,749
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥773	¥848	¥931	¥1,008	¥1,084
2. 看護体制加算 I	¥5				
3. 看護体制加算 II	¥9				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥20				
5. サービス提供体制加算 II	¥20				
6. 送迎加算（片道）	¥205				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の1割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の1割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の1割				

＜新館個室（ユニット個室）＞ 『利用者負担額 20%』（1日あたり）

介護保険負担割合 20%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥7,725	¥8,480	¥9,301	¥10,078	¥10,833
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥6,180	¥6,784	¥7,440	¥8,062	¥8,666
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥1,545	¥1,696	¥1,861	¥2,016	¥2,167
2. 看護体制加算 I	¥9				
3. 看護体制加算 II	¥18				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥40				
5. サービス提供体制加算 II	¥40				
6. 送迎加算（片道）	¥409				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の2割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の2割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の2割				

＜新館個室（ユニット個室）＞ 『利用者負担額 30%』（1日あたり）

介護保険負担割合 30%	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 入居者様のサービス利用料金	¥7,725	¥8,480	¥9,301	¥10,078	¥10,833
（ア）うち介護保険から給付される金額	¥5,407	¥5,936	¥6,510	¥7,054	¥7,583
（イ）サービス利用に係る自己負担金	¥2,318	¥2,544	¥2,791	¥3,024	¥3,250
2. 看護体制加算 I	¥14				
3. 看護体制加算 II	¥27				
4. 夜勤職員配置加算 II	¥60				
5. サービス提供体制加算 II	¥60				
6. 送迎加算（片道）	¥613				
7. 介護職員処遇改善加算 I	合計単位数×8.3%の3割				
8. 介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数×2.7%の3割				
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数×1.6%の3割				

食事に係る負担額	第1段階	¥300
	第2段階	¥600
	第3段階①	¥1,000
	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,800
居住に係る自己負担額	第1段階	¥820
	第2段階	¥820
	第3段階①	¥1,310
	第3段階②	¥1,310
	第4段階	¥2,147

2. 予防給付サービス

〈本館2・4人部屋（従来型多床室）〉 『利用者負担額 10% 』（1日あたり）

介護負担割合 10%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 多床室	要支援 1	446	¥4,950	¥495
	要支援 2	555	¥6,160	¥616
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥20
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥205
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の1割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の1割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の1割		

〈本館2・4人部屋（従来型多床室）〉 『利用者負担額 20% 』（1日あたり）

介護負担割合 20%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 多床室	要支援 1	446	¥4,950	¥990
	要支援 2	555	¥6,160	¥1,232
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥40
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥409
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の2割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の2割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の2割		

〈本館2・4人部屋（従来型多床室）〉 『利用者負担額 30% 』（1日あたり）

介護負担割合 30%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 多床室	要支援 1	446	¥4,950	¥1,485
	要支援 2	555	¥6,160	¥1,848
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥60
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥613
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の3割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の3割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の3割		

食事に係る負担額	第1段階		¥300
	第2段階		¥600
	第3段階①		¥1,000
	第3段階②		¥1,300
	第4段階		¥1,800
居住に係る自己負担額	第1段階		¥0
	第2段階		¥370
	第3段階①		¥370
	第3段階②		¥370
	第4段階		¥860

〈本館個室（従来型個室）〉 『利用者負担額 10%』（1日あたり）

介護負担割合 10%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 従来型個室	要支援 1	446	¥4,950	¥495
	要支援 2	555	¥6,160	¥616
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥20
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥205
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の1割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の1割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の1割		

〈本館個室（従来型個室）〉 『利用者負担額 20%』（1日あたり）

介護負担割合 20%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 従来型個室	要支援 1	446	¥4,950	¥990
	要支援 2	555	¥6,160	¥1,232
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥40
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥409
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の2割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の2割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の2割		

〈本館個室（従来型個室）〉 『利用者負担額 30%』（1日あたり）

介護負担割合 30%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 従来型個室	要支援 1	446	¥4,950	¥1,485
	要支援 2	555	¥6,160	¥1,848
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥60
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥613
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の3割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の3割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の3割		

食事に係る負担額	第1段階		¥300
	第2段階		¥600
	第3段階①		¥1,000
	第3段階②		¥1,300
	第4段階		¥1,800
居住に係る自己負担額	第1段階		¥320
	第2段階		¥420
	第3段階①		¥820
	第3段階②		¥820
	第4段階		¥1,171

＜新館個室（ユニット個室）＞ 『利用者負担額 10%』（1日あたり）

介護負担割合 10%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 個室ユニット型	要支援 1	523	¥5,805	¥581
	要支援 2	649	¥7,203	¥721
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥20
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥205
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の1割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の1割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の1割		

＜新館個室（ユニット個室）＞ 『利用者負担額 20%』（1日あたり）

介護負担割合 20%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 個室ユニット型	要支援 1	523	¥5,805	¥1,161
	要支援 2	649	¥7,203	¥1,441
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥40
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥409
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の2割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の2割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の2割		

＜新館個室（ユニット個室）＞ 『利用者負担額 30%』（1日あたり）

介護負担割合 30%		単位	費用額	利用者負担額
併設型 個室ユニット型	要支援 1	523	¥5,805	¥1,742
	要支援 2	649	¥7,203	¥2,161
サービス提供体制加算 II		18	¥199	¥60
送迎加算（片道）		184	¥2,042	¥613
介護職員処遇改善加算 I		合計単位数×8.3%の3割		
介護職員等特定処遇改善加算 I		合計単位数×2.7%の3割		
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計単位数×1.6%の3割		

食事に係る負担額	第1段階		¥300
	第2段階		¥600
	第3段階①		¥1,000
	第3段階②		¥1,300
	第4段階		¥1,800
居住に係る自己負担額	第1段階		¥820
	第2段階		¥820
	第3段階①		¥1,310
	第3段階②		¥1,310
	第4段階		¥2,147

2. その他介護給付サービス加算

(1日あたり)

加算項目	単位数	介護給付額 (100%)	自己負担額 (10%)	自己負担額 (20%)	自己負担額 (30%)
※看護体制加算 I ◆	4 単位	44 円	5 円	9 円	14 円
※看護体制加算 II ◆	8 単位	88 円	9 円	18 円	27 円
※夜勤職員配置加算 I (本館) ◆	13 単位	144 円	15 円	29 円	44 円
※夜勤職員配置加算 II (新館) ◆	18 単位	199 円	20 円	40 円	60 円
若年性認知症入所者受入加算	120 単位	1,332 円	134 円	267 円	400 円
※機能訓練指導員配置加算	12 単位	133 円	14 円	27 円	40 円
療養食加算	23 単位	255 円	26 円	51 円	77 円
※サービス提供体制強化加算 II	18 単位	199 円	20 円	40 円	60 円
緊急短期入所受入加算	90 単位	999 円	100 円	200 円	300 円
送迎加算 (片道)	184 単位	2,042 円	205 円	409 円	613 円
介護職員処遇改善加算 I	合計単位数 × 8.3%		左記の 10%	左記の 20%	左記の 30%
介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数 × 2.7%		左記の 10%	左記の 20%	左記の 30%
介護職員等ベースアップ等支援課加算	合計単位数 × 1.6%		左記の 10%	左記の 20%	左記の 30%

- ・ ※印は、職員等の配置状況により変動が生ずる場合があります。
- ・ ◆印は、介護給付のみの加算です。それ以外は共通の加算となります。
- ・ 上記金額は、自己負担額の目安であり、実際の請求額との誤差が生ずる場合があります。
- ・ 上記以外は、介護保険に基づき算定いたします。

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用 (食材料費及び調理費)

	月額(概算)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額	
			第1段階	第2段階
食事の提供に 要する費用	5. 4万円	1日 1,800円	1日 300円	1日 600円
		朝: 415円	第3段階①	第3段階②
		昼: 860円	1日	1日
		夕: 525円	1,000円	1,300円

② 居住 (滞在に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費)))

1日あたりの利用料 (居住費)

居住 (滞在) に要する費用	月額	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第1段階	第2段階	第3段階
本館 2・4人部屋 (従来型)	2.6 万円	1日 860円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
本館個室 (従来型)	3.6 万円	1日 1,171円	1日 320円	1日 420円	1日 820円
新館個室 (ユニット型)	6.6 万円	1日 2,147円	1日 820円	1日 820円	1日 1,310円

その他

個別で費用とする日常生活用品等及び個別でご希望されたサービスについては、その都度実費若しくは追加費用をいただきます。

4. 開始予定日以前の中止

入所前に利用者のご都合で、サービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
入所当日にご連絡いただいた場合	食費負担分 1,600円